

申請について

原則手続き不要です。

中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育している方や所得制限撤廃により手当額が変更となる特例給付受給者(児童1人当たり5,000円)の方については、原則手続き不要で増額になります。

ただし、支給対象となる高校生年代の児童について、過去に大石田町で児童手当を受給したことがない等、大石田町で養育状況を把握していない場合については「額改定請求書」の提出が必要です。児童と別居している場合は併せて「別居監護申立書」が必要です。

現在児童手当を受給していない方

次のいずれかに該当する方は、新規認定請求書が必要です。

- ①中学生以下の児童はいないが、高校生の児童のみ養育している方
- ②所得上限の超過により、現在児童手当等が支給されていない方

大学生年代の児童を養育している方

新たに多子加算カウント対象となる大学生年代までの児童を含めて、養育する児童が3人以上いる方については、上記の新規認定請求書または額改定請求書と併せて「監護・生計の負担についての確認書」を提出する必要があります。

- 現在受給中の方についても、該当する場合は提出が必要です。
(大学生年代までの児童が2人以下で、第3子加算の対象にならない場合は届出は不要です。)
- 同居・別居いずれの場合も提出が必要です。
- 大学生年代の児童が就職している場合でも受給者(請求者)に「経済的負担」
(児童の学費や生活費を負担している)がある場合には、カウント対象になります。

受付について

※申請が必要と思われる方については、順次案内を送付しています。

※拡充分については、令和7年3月31日までに提出があった場合は令和6年10月分に遡って支給します。

※以下の条件にすべて当てはまる方で町からの案内が届いていない方は下記担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

- (1) 3人以上のお子さんを養育している方
- (2) 高校生年代以下のお子さんを養育している方
- (3) 大学生年代のお子さんを養育している方
- (4) 上記(2)～(3)のうち、町外にお子さんがいる方

※制度改正の詳細については、下記QRコードからご確認ください。



■保健福祉課 児童福祉グループ ☎(35)2111(内線番号134)

令和6年10月(12月支給分)より

児童手当制度が 変更になります



令和6年6月5日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和6年10月分の児童手当から、制度内容が下記のとおりに変更となります。

制度改正の内容

- (1) 所得制限の撤廃
- (2) 高校生年代まで支給期間の延長
- (3) 支給月を年3回から6回に増加
- (4) 多子加算額及びカウント対象を大学生年代まで拡大(※)

※支給年齢対象児童が大石田町に住民登録がある場合は、個別に申請書等を送付いたします。

制度改正の内容

	改正前(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月分から)
支給対象	中学生(15歳に達する年度末まで)までの児童を養育している方	高校生年代(18歳に達する年度末まで)の児童を養育している方
所得制限	あり(所得制限限度額以上は特例給付、所得上限限度額以上は非該当)	なし
手当月額	3歳未満：15,000円 3歳から小学生修了まで (第1子・第2子)：10,000円 (第3子以降)：15,000円 中学生：10,000円 特例給付：一律5,000円	3歳未満 (第1子・第2子)：15,000円 (第3子以降)：30,000円 3歳から高校生まで (第1子・第2子)：10,000円 (第3子以降)：30,000円
支給回数及び支給月	年3回(10月、2月、6月)※4カ月ごと	年6回(偶数月)※2カ月ごと
多子加算のカウント対象	高校生年代(18歳に達する年度末)まで	大学生年代(22歳に達する年度末)まで